

平成23年度自動車登録申請について

(在学対象)

このことについて、自動車登録の申請受付を行いますので、4月から自動車通学を希望する学生は下記のとおり申請してください。

記

<申請対象者>

本学の学生で本庄キャンパスへの自動車通学を希望し、

- **学部学生**…公共交通機関を利用した通学時間が片道2時間以上かかる者
- **大学院生**…自宅から大学まで直線距離で4 km以上の者

(注1) 学部生で実家とは別に大学周辺にアパート等を借りている者は申請を認めない。

(注2) 学部生の通学時間の計測には時刻表等を用いた正確なものを要する。

(注3) 大学院生の通学距離の計測には別紙地図の基準円を参考にすること。

また、研究科によって基準円の範囲が異なるので注意すること。

(注4) 身体の障害等やむをえない事情により自動車通学を希望する学生は、講習会以前に証明できる書類を持参し学生生活課まで申し出ること。

(注5) 社会人学生、科目等履修生、研究生、連合大学院所属学生で自動車通学を希望する者は、通学距離等に関わらず学生証を持参し学生生活課に申し出ること。

(注6) 留学生は申請時に国際免許証のコピーを持参すること。

(注7) 申請書とライブキャンパスを照合するため、住所等を変更している者は事前に教務課総務係で変更の手続きをしておくこと。また、現在の住所から引越しを予定している者は、その旨学生生活課に申し出ること。

(注8) 明らかな虚偽申請を行った者は、講習会受講許可又は自動車登録を取り消す。

新規申請者

- | | |
|--------------|---|
| ●申請書配布期間 | 平成23年1月13日(木)～平成23年2月3日(木) |
| ●" 設置場所 | 学生生活課横学生ホール |
| ●" 提出締切 | 平成23年2月3日(木) |
| ●講習会受講許可者の発表 | 平成23年2月10日(木) 13:00～
学生生活課掲示板に学籍番号を掲示するので、番号がある者は学生証を持参して交通安全講習会(別紙参照)を受講すること。 |

更新者

事前の許可申請は必要なし。

22年度登録票を持参し、交通安全講習会(別紙参照)を受講すること。

ただし、登録票がないと受講できないので、忘れないように必ず持参すること。

*臨時登録から年間登録に変える者は新規登録者の手続きをすること。

※学部生の新規申請について、申請書の書き方によって審査結果に差が出ないように、申請書の書き方を統一しています(申請書裏面参照)。そのため一部実際と異なる通学方法で申請することになる場合があります。

担当 学生生活課

TEL 0952-28-8175・8167
